

当 面 の 課 題 （ 運 用 関 係 ）

黄色：第7回意見により追加した記載
赤字：第8回意見により追加した記載

課 題	対 応
1. 被災者支援に係るメニューの充実 ① 避難生活の環境改善	
○ 避難生活が長期化した場合であっても、避難生活の環境が維持・改善されるよう、対応を検討すべきではないか。特に、中長期の避難生活によって生じる課題やその対応について、避難所の主な運営者となる行政職員や地域住民もイメージできていないことが多い、時代に即した避難所の生活環境の充実を図っていくことが必要ではないかとの意見がある。	○ 避難所の環境整備において、トイレ・食事・寝床の確保が重要であることについては、令和4年4月に取組指針やガイドライン等を改定し、より記載の充実を図ったところ。 【取組指針、ガイドライン】 ○ また、携帯トイレの備蓄やマンホールトイレの整備、コロナ禍における炊き出しや民間企業との協定による食料の確保、段ボールベッドやパーティションの活用事例等、先進的に取り組む事例を収集した事例集を作成し、各自治体に周知（令和4年7月）。 【事例集】
(1) トイレ 避難所におけるトイレの確保は、衛生環境を維持し、健康被害が生じることを防ぐ観点から極めて重要であり、下記の観点から取り組むことが必要ではないか。 ・ 女性や子ども、高齢者、障害者などが安心して使用できるトイレの整備・確保を進めること。その際、手洗いの確保等の衛生環境にも留意が必要。 ・ 発災直後は上下水道が使用できない可能性もあるため、各家庭、企業・団体、行政における十分な数の携帯トイレや簡易トイレの備蓄のほか、マンホールトイレ	○ このほか、内閣府・消防庁の連名で、自治体に対し、携帯トイレ等の備蓄を促す事務連絡（令和4年9月）、毛布の備蓄を促す事務連絡（令和4年12月）を発出。 【事務連絡】 ○ 避難所におけるトイレ、食事、寝床の確保をはじめとする環境改善を図るため、その重要性について、更なる周知徹底を図

やトイレトレーラーの整備を進めること。	
(2) 食事 栄養の偏りや、温食ではない等、避難生活における食事の課題が健康被害につながることもある。例えば、災害救助法の運用や民間事業者との協定等により、 ・スーパー・コンビニエンスストアや地元飲食店等への委託 ・自衛隊、地元住民、ボランティア、NPOや民間事業者による炊き出し ・キッチンカー等の派遣による適温食の提供 ・避難者自らによる調理 等の選択肢があるが、その選択肢の全体像が見えている行政職員は少なく、非常食やパン、弁当の提供にとどまっている自治体も少なくないとの意見がある。 また、避難者も食事は支給されるものという認識が定着しているので、食材や調理用具の提供を受けながら、自分たちで作ることができるという感覚はほとんどないとの意見がある。 以上のことについて、行政職員だけではなく、地域住民にも知ってもらうことにより、課題改善へつながるのではないか。	るため、避難所の運営・環境改善に関する避難所の取組指針・ガイドラインの趣旨や自治体の取組事例を周知する説明会を令和5年度から全国の避難所担当の自治体職員を対象に実施。 【説明会】 ○ また、避難生活の環境改善を図るため、避難所の設備や運営方法、規模やレイアウト、避難所での生活上の留意点に係る地域住民への啓発方法等に関する実態を調査し、先進的な取組事例を収集した事例集を作成、各自治体に周知。 【事例集】 ○ 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインのひな形の作成予定。 【R6予算 9百万円】
(3) 寝床 簡易ベッドや段ボールベッド、間仕切りの導入を進めるとともに、人が安心・安全に睡眠をとり、体を休める環	

境として、中長期的な暮らしの場として機能させるため、寝具やリネンの確保、ダニ・カビ対策等の衛生環境の整備が必要ではないか。	
○ 現状、避難所及び福祉避難所については、収容人数をどのように考えるのか、考え方の基礎となるものがない。コロナ禍では、一人当たりのスペースを十分に確保することとしているが、それを参考に検討すべきではないか。その際、避難所は、寝床だけではなく、男女別の更衣室や、授乳室・おむつ替えのスペース、子どもの遊び場など様々な機能が必要となるため、それらも踏まえ、検討することが必要ではないか。 また、スペースの確保とあわせて、避難所の確保を着実に進めていくことも必要ではないか。令和3年の災害対策基本法施行規則の改正により、指定福祉避難所の受入対象者を特定して公示する制度が創設されたところであり、指定福祉避難所の指定を促進することも必要ではないか。	○ 避難所のレイアウト図など、施設の利用計画についてあらかじめ作成することや、女性の視点を踏まえた避難所運営の重要性については、令和4年4月に取組指針やガイドライン等を改定し、より記載の充実を図ったところ。 【取組指針、ガイドライン】 ○ 避難所におけるトイレ、食事、寝床の確保をはじめとする環境改善を図るため、その重要性について、更なる周知徹底を図るため、避難所の運営・環境改善に関する避難所の取組指針・ガイドラインの趣旨や自治体の取組事例を周知する説明会を令和5年度から全国の避難所担当の自治体職員を対象に実施。 【説明会】 ○ また、避難生活の環境改善を図るため、避難所の規模やレイアウト等に関する実態を調査し、先進的な取組事例を収集した事例集を作成、自治体に周知。 【事例集】 ○ 避難所の確保については、避難所の指定状況の調査を実施し、その結果の公表と合わせて、一層の指定に取り組むよう通知を发出（令和4年6月）。また、指定避難所の指定の他、ホテル・旅館の活用等を促してきたところであり、今後とも自治体に対して働きかけを実施予定。 【通知、説明会等】

②-1 災害ケースマネジメント	
○ 災害関連死を防ぐとともに、被災者の早期の生活再建を図るため、一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、官民の関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を実施する取組である災害ケースマネジメントの促進を図ることが必要ではないか。	○ 災害ケースマネジメントの標準的な取組方法等をまとめた手引書を作成し（令和5年3月）、この中で、支援の検討を行う会議の設定や個人情報の共有の方法等について記載を検討中。 【手引書】
○ 災害ケースマネジメントを実施する際、被災者が多数の場合には、その対応に必要な人材、時間、費用の確保が課題となる場合がある。このため、災害ケースマネジメントの標準的な取組方法をまとめた手引書を作成する際には、災害時に被災者全体を見渡して支援ニーズが高い人を把握する方法や、複数部局や多機関が参加し支援の検討を行う会議の設定方法や個人情報の共有方法、基本的な支援メニューなど、最低限行うべき基本的な取組内容について検討すべきではないか。その際、資源が乏しい市町村も対応が可能となるような手法の検討も必要ではないか。	○ 今後、災害ケースマネジメントの手引書等を活用し、平時において、 ・ 複数の都道府県において、都道府県内の市町村、福祉関係者、NPO 等の幅広い関係者を対象とした説明会の実施予定。 ・ 平時からの災害ケースマネジメントの実施体制を構築するため、協議会の設置や具体的な災害を想定した研修・訓練等のモデル事業を複数の自治体を選定し実施した上で、モデル事業のノウハウについて全国の自治体への横展開を図る予定。 ・ 全国レベルでの災害ケースマネジメントの取組を推進するため、関係省庁や福祉関係団体、士業団体、NPO 団体等で構成される協議会を設置し、知見の共有や情報交換を実施予定。
○ 現在、各市町村が作成を進めている個別避難計画等と連携して、災害ケースマネジメントの取組を進めていくことが必要ではないか。	【説明会、R6 予算 7 百万円】 【モデル事業、R6 予算 6 百万円】

○ 困難ケースへのケースマネジメントを実施しているが、生活困窮者、社会的に孤立状態にある方がさらに厳しい状況になっており、家によっては、応急修理制度や保険による修理も限界がある。住宅再建と福祉との連携は非常に重要であり、困難な事例を積み上げ、今後の対策を考えるべきではないか。	○ 厚生労働省と連携し、被災者見守り・相談支援等事業を始めとする被災者支援における福祉施策の活用について、災害ケースマネジメントの手引書においても、活用事例を示すなど取組の推進を図ったところ。 【手引書】 ○ 応急修理制度などの救助費の基準単価については、消費者物価指数など物価の状況等を見ながら適時に引き上げを行っている。 【告示】
②-2 平時の福祉施策との連携	
○ 社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業など、災害時においても、既存の福祉施策と一体的に相談支援等を実施するための仕組みを具体的な取組内容も含めて検討する必要があるのではないか。 平時の福祉施策との連携を考える際には、平時の仕組みをどのように発災時に活用するか、また、住まいや暮らしの再建、コミュニティの再生等の観点から、災害時の支援をどのように平時の支援につなげ、平時と災害時の支援をシームレスに実施するかという観点が重要である。このため、被災者支援と平時の支援の連続のさせ方や、両方をつなぐ移行期間のあり方についても議論が必要ではないか。	○ 厚生労働省と連携し、重層的支援体制整備事業を始めとする被災者支援における福祉施策の活用について、災害ケースマネジメントの手引書においても、活用事例を示すなど取組の推進を図ったところ。 【手引書】

③ その他	
○ 避難者が自ら衛生対策を講じられるよう、保健師等による公衆衛生の助言や、避難者の自立した生活に向けたケアマネジャー、相談支援専門員等福祉関係者による専門的な助言など、避難者の主体性を支えるサポートも必要となるのではないか。	○ 保健師の巡回等により、避難者の健康管理及び避難所の衛生管理を行うことの重要性については、令和4年4月に取組指針やガイドライン等を改定し、より記載の充実を図ったところ。 【取組指針、ガイドライン】 ○ 厚生労働省の主催する全国の自治体保健師向けの会議等に内閣府も参加し、災害発生時における保健師の活動の重要性等について周知。 【説明会】 ○ 避難所におけるトイレ、食事、寝床の確保をはじめとする環境改善を図るため、その重要性について、更なる周知徹底を図るため、避難所の運営・環境改善に関する避難所の取組指針・ガイドラインの趣旨や自治体の取組事例を周知する説明会を令和5年度から全国の避難所担当の自治体職員を対象に実施。 【説明会】
○ 高齢者・障害者をはじめとした被災者の支援については、自助だけではなく、共助の意識を醸成し、地域の方々と連携して進めていくことが必要であるため、改めて、その重要性について周知・啓発してはどうか。その際、平時に支援を行っている者が災害時においても支援を担うため、その負担が増大する場合もあることや、平時には福祉サービスを受けていない障害者、高齢者、生活困窮者等の困難が災害時には増大すること等に、留意する必要があるのではないか。	○ 令和5年3月に、災害ケースマネジメントの平時の取組状況について全都道府県・全市町村を対象とした調査を実施し、平時の福祉施策との連携状況について、調査結果を公表。 【調査】 ○ 個別避難計画の取組の推進や災害ケースマネジメントの普及について、全国レベルでの災害ケースマネジメントの取組を推進するため、関係省庁や福祉関係団体、士業団体、NPO団体等で構成される協議会を設置し、知見の共有や情報交換を実施予定。 【モデル事業、R6予算 6百万円】

2. 被災者支援に係る体制の構築・強化 ① 避難生活の環境改善	
○ 中長期的な避難生活の課題やその対応について、行政職員も地域住民もイメージが浮かぶ人は少ないとの意見がある。特に、避難所の運営が中長期に及ぶ場合には、行政のマンパワーだけでは足りないため、自治体間応援などによる行政のマンパワーの増強に加えて、自主防災組織や自治会などのコミュニティ、さらに避難者一人ひとりの主体的な行動が必要となるのではないか。 住民同士の助け合いの促進を図るため、意欲ある地域のボランティア人材に、避難生活環境向上のスキルを身につけてもらうための体系的なスキルアップの機会を 提供するべきではないか。	○ 令和4年度より、避難生活支援を担うボランティア人材の育成のためのスキルアップ研修（避難生活支援リーダー／サポーター研修）を実施しており、個々のボランティアスキルの向上を図るとともに、避難生活環境の改善に向けた取組を進めている。 【R6当初予算 23 百万円】
○ 行政職員の災害救助法の運用力を高めるためには、具体の事例に即して考える ことが必要である。行政職員が判断に迷う部分については、以下のような事項が多いとの意見がある。 ・ 資金をどこから拠出するのか ・ 市町村の求めに都道府県の同意を得られるかどうか ・ 支援活動を動かすための事業者との調整又はマンパワー不足 等 これらについて整理した上で、研修を含め、行政職員の運用力を高める方法を検討すべきではないか。	○ 災害救助法をはじめとした災害対応に関する制度について、国が自治体向けに実施する全国会議や研修等を引き続き充実させる。 【説明会】

○ コロナ禍におけるホテル・旅館等の宿泊施設の活用を参考として、引き続き、宿泊施設の活用を進めることが重要であるが、その際、各宿泊施設への避難者の割振や避難者を受け入れる宿泊施設への人的支援を検討する必要があるのではないか。	○ 避難生活の環境改善を図るため、ホテル・旅館の活用等に関する実態を調査し、先進的な取組事例を収集した事例集を作成・各自治体に周知。 【事例集】
○ 災害救助法について、4号基準の適用基準として災害対策本部の設置があるが、市町村では、職員の参集基準と災害対策本部設置の基準がリンクしており、風水害時は段階的に職員を参集させることから、災害対策本部設置に至らない場合があるため、対応を検討すべきではないか。	○ 台風の接近など、災害の発生が予想される場合、内閣府から都道府県に対し、災害対策本部を設置することや、躊躇なく災害救助法を適用することを検討するよう、積極的に助言を行っている。 ○ 災害救助法をはじめとした災害対応に関する制度について、国が自治体向けに実施する全国会議や研修等を引き続き充実させる。 【説明会、事務連絡】
② 災害ケースマネジメント	
○ 災害発生直後から、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人など様々な人が支援を必要としている。配慮が必要な方に対しては、必要な際に、適切な支援を提供することが重要ではないか。	○ 被災者の状況把握や個人情報の共有の方法、官民が連携した支援のあり方等について、災害ケースマネジメントの手引書で記載を設け（令和5年3月）、各自治体に対して周知を実施。 【手引書】 ○ 令和5年3月災害ケースマネジメントの平時の取組状況について全都道府県・全市町村を対象とした調査を実施し、民間団体との連携体制の構築や平時の福祉との連携について、調査結果を公表。 【調査】 ○ 今後、災害ケースマネジメントの手引書等を活用し、平時に

	において、 ・複数の都道府県において、都道府県内の市町村、福祉関係者、NPO等の幅広い関係者を対象とした説明会の実施予定。 ・平時からの災害ケースマネジメントの実施体制を構築するため、協議会の設置や具体的な災害を想定した研修・訓練等のモデル事業を複数の自治体を選定し実施した上で、モデル事業のノウハウについて全国の自治体への横展開を図る予定。 ・全国レベルでの災害ケースマネジメントの取組を推進するため、関係省庁や福祉関係団体、土業団体、NPO団体等で構成される協議会を設置し、知見の共有や情報交換を実施予定。 【説明会、R6予算 7百万円】 【モデル事業、R6予算 6百万円】
○ 発災直後の段階から、被災者への相談支援等を実施するためのワンストップ相談窓口を設置できるようにすることが必要ではないか。その場合、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業等の既存の相談支援等と一体的に運用できるような配慮が必要となるのではないか。その際、平時の包括的支援体制や生活困窮者支援体制をベースに検討する視点が必要ではないか。 また、被災者のワンストップ相談窓口を設置する際には、災害対応に関する知見を有する専門家（弁護士、建築士、医療従事者等）や民間団体を巻き込んで、官民が連携した取組を進めていくことが必要ではないか。 一方で、発災直後（避難生活）と生活再建期（応急仮設住	○ 被災者の状況把握や個人情報の共有の方法、官民が連携した支援のあり方等について、災害ケースマネジメントの手引書で記載を設け（令和5年3月）、各自治体に対して周知を実施。 【手引書】 ○ 令和5年3月災害ケースマネジメントの平時の取組状況について全都道府県・全市町村を対象とした調査を実施し、民間団体との連携体制の構築や平時の福祉との連携について、調査結果を公表。 【調査】 ○ 今後、災害ケースマネジメントの手引書等を活用し、平時において、

宅の入居後等)では、被災者が抱える課題が異なり、民間団体を含めて体制づくりのあり方が変わってくることが想定されるため、この点も含めて検討が必要ではないか。 あわせて、窓口に来られない被災者もいることから、個別訪問等のアウトリーチ支援も重要であり、自治体間応援や福祉専門職との連携によってアウトリーチを行うなど、具体的に体制整備が可能となるよう検討することが必要ではないか。	
○ 災害関連死を防ぐ観点から、避難生活の環境改善や災害ケースマネジメントをはじめとする被災者支援が必要であるが、その実施に当たっては、行政だけで対応するには限界があるため、民間団体の参画が不可欠である。このため、行政だけではなく、社会福祉協議会、NPO、士業団体などの多様な民間団体が参画できる枠組みが必要ではないか。	・複数の都道府県において、都道府県内の市町村、福祉関係者、NPO等の幅広い関係者を対象とした説明会の実施予定。 ・平時からの災害ケースマネジメントの実施体制を構築するため、協議会の設置や具体的な災害を想定した研修・訓練等のモデル事業を複数の自治体を選定し実施した上で、モデル事業のノウハウについて全国の自治体への横展開を図る予定。 ・全国レベルでの災害ケースマネジメントの取組を推進するため、関係省庁や福祉関係団体、士業団体、NPO団体等で構成される協議会を設置し、知見の共有や情報交換を実施予定。 【説明会、R6 予算 7 百万円】 【モデル事業、R6 予算 6 百万円】
○ 被災者支援において官民連携を進める場合、アセスメントの重複による被災者の負担軽減の観点からも、関係者間での情報共有が重要となるが、県域を越えた被災者の情報などは把握し難いところがある。 また、被災者支援情報というのは、基本的に行政が所有しており、民間団体とはなかなか共有されない。 このため、例えば、支援関係者の情報共有等の場である社会福祉法等に基づく「支援会議」などのように、被災者本人の同意がない場合でも、被災者支援の関係者間で個人情報	

の共有を可能とする仕組みや ICT の活用の検討が必要ではないか。	
○ 今年度、内閣府において作成予定の行政職員向けの災害ケースマネジメントに関する研修資料等も活用しつつ、災害ケースマネジメントの普及・啓発を図るとともに、災害ケースマネジメントを担う人材の育成・確保を進めるべきではないか。	
③ 住まいの確保・改善	
○ 応急的な住まいの種類や場所によって、被災後の暮らし方や、住宅再建の方法が変わってくるため、最初の選択が生活再建を進める上でも重要である。個々の被災者にとって適切な選択ができるよう、避難段階で何らかの支援が必要ではないか。 そのため、不動産関係団体や居住支援協議会等と協定を締結し、平時から、賃貸型応急住宅の制度理解、貸主への制度周知、必要書式等の準備、連絡体制の確認などを実施しておく必要があるのではないか。	○ 災害により自宅に住むことが困難な世帯に対しては、避難所等での避難生活段階において被災者への意向調査を行い、応急仮設住宅の供与や住宅の応急修理など被災者の被災状況に応じた救助を実施するよう自治体に対して促していく。 【説明会、災害対応】 ○ 各都道府県において平時から不動産関係団体（ちんたい協会・宅建協会・全日等）との災害時の連携協定の締結が行われており、発災時には空き物件数や家賃設定等必要な情報提供がなされている。引き続き、これらの取組を促していく。 【説明会、災害対応】 ○ 平時からの不動産関係団体との連携が大変重要と考えており、内閣府では「賃貸型応急住宅の供与に係る事前準備及び訓練実施のための手引き」を作成しており、引き続き周知を行っていく。

○ 恒久的な住まいを早期に確保し生活の再建を進めるために、発災直後の段階から、被災者への相談支援等を実施するためのワンストップ相談窓口を設置できるようにすることが必要ではないか。	○ 相談支援のあり方について、災害ケースマネジメントの手引書で事例を紹介し（令和5年3月）、各自治体に周知を実施。 【手引書】
○ 被災地では災害に便乗した悪質な施工業者による高齢者等を狙った杜撰な修理や高額な費用請求などが発生したとの報告もある。被災者がトラブルに巻き込まれないような対策を講じるべきではないか。	○ 発災後に救助法の適用を行った自治体に対して、救助法の制度・運用の説明会を実施している。その中で、被災者がトラブルに巻き込まれないように、災害救助担当部局と消費者生活センターが連携して被災者への迅速な周知を行うよう説明を行っており、今後も周知に努めていく。 【説明会、災害対応】
○ 公的な支援には限界があり、損害保険（地震・水害）に加入する等の事前の備えも重要であり、損害保険の加入等のより一層の促進を図る必要があるのではないかな。 災害保険等の加入促進については、メディア等も活用し、国民向けに効果的な広報の強化が必要ではないか。	○ 従来、パンフレットや広報誌などによる周知を行ってきたところ。災害保険等の加入をより一層促進するよう、引き続き、効果的な広報手段の検討を行い、関係機関や自治体等とも連携し、周知を図る予定。 【説明会、HP等】
○ 罹災証明書の迅速な交付のためには人手が必要となる。民間団体、業界団体などの民間等との協力を進めることが必要ではないか。	○ 令和4年度に、内閣府において、被害認定調査における民間企業の協力事例などについて調査を行い、把握した事例を「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」に掲載し、被害認定調査の迅速化の参考とするよう自治体に助言を行った。 ○ DX等の活用など被害認定調査の迅速化・簡素化の取組を更に進めるほか、日本損害保険協会と連携し、損保協会の調査結果や航空写真等についての被害認定調査への活用を検討する。 【技術的助言】

○ 応急修理制度の利用が全体の４割にとどまっており、工務店不足に加え、制度の適用範囲を大工等と相談し、見積もりを取って申請をするといった作業が大工の高齢化もあり負担なので、対応が必要ではないか。	○ 発災後に救助法の適用を行った自治体に対し、内閣府が制度・運用の説明会を実施するなど、応急修理の円滑な実施に向けた取組を行っているほか、令和６年能登半島地震においては、石川県において、電話相談窓口及び現地相談会の拡充、応急修理に協力する事業者の掘り起こしを進めるなど、期間内の実施に向けた取組を進めている。 【説明会等】
○ 災害救助法が適用された場合、住宅の応急修理制度等の制度が連動して活用可能となることや、様々な被災者支援制度のトリガーとなることも多く、それを踏まえて適用の判断を行うべきであるということを、市町村に周知すべきではないか。	○ 台風の接近など、災害の発生が予想される場合、内閣府から都道府県に対し、災害対策本部を設置することや、躊躇なく災害救助法を適用することを検討するよう、積極的に助言を行っている。 ○ 災害救助法をはじめとした災害対応に関する制度について、国が自治体向けに実施する全国会議や研修等を引き続き充実させる。 【説明会、事務連絡】
④ その他	
○ 被災者支援に専門性を持つ民間団体が活躍していることから、救助の実施についても、民間委託等を推進することで、自治体以外が実施する被災者支援の充実を目指すことが必要ではないか。	○ 救助の実施において、制度上、民間委託は可能。災害救助法をはじめとした災害対応に関する制度について、国が自治体向けに実施する全国会議や研修等を引き続き充実させる。 【説明会、事務連絡】 ○ 救助費の基準単価については、消費者物価指数など物価の状況等を見ながら適時に改正を行っている。さらに、実際の災害時においては、被災地の現状を把握しつつ、一般基準により救助の適切な実施が困難な場合には、特別基準により対応を図るようにしている。 【告示、災害対応】

○ 県域の俯瞰的な状況をまとめる災害中間支援組織がないとボランティア団体に情報が入ってこないため、連携強化を図る必要ではないか。	○・官民連携による被災者支援の体制整備に向けた都道府県でのモデル事業、 ・近年の被災者支援や災害中間支援組織の役割等に関する実態調査 等を実施し、これらの取組で得た知見・ノウハウ等について横展開を図ることにより、官民が連携した被災者支援の取組の後押しを図っている。 【R 6 当初予算 35 百万円】
---	--